

土地改良事業における経済効果の測定方法について

(昭和60年7月1日60構改C第688号)
構造改善局長

土地改良事業の経済効果については、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第2条第3号及び第4号の規定に基づき、そのすべての効用がそのすべての費用を償うこと及び農業者の負担がその負担能力の限度を超えることとならないこととされ、この要件を満たしているか否かの判断を行うため事業の経済効果を下記の通達に基づき測定してきたところであるが、近年の社会経済情勢の変化により、効果の発生実態と測定方法との間に必ずしも整合がとれなくなっている面も出てきている。

このため、これらの点を改善し効果測定の一層の正確を期するとともに、従来複雑であった関係通達の整理、統合を行い効果測定の業務の一層の効率化に資することとし、土地改良事業における経済効果の測定方法について別紙のとおり定めたので遺憾のないようにされたい。

これに伴い、下記の通達は廃止するが昭和61年3月末日以前に土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第2項、第85条の2第2項、第87条の2第3項及び第87条の3第1項に基づき土地改良事業の計画の概要の公告を行うものについては従前の通達により経済効果の測定を行ってよいものとする。

おって、貴局管内各（都府）県には貴職からこの旨通達願いたい。

記

- 1 「新規土地改良事業（農地開発・干拓を含む）計画の経済効果の測定について」（昭和43年3月29日付け43農地C第90号農地局長通達）
- 2 「都道府県営及び団体営土地改良事業計画の経済効果の算定方法の資料の様式について」（昭和48年7月6日付け48構改C第273号構造改善局長通達）
- 3 「国営土地改良事業における作物生産効果の測定方法」（昭和42年12月16日付け42農地C第520号農地局長通達）
- 4 「都道府県営及び団体営土地改良事業における作物生産効果の測定方法について」（昭和49年1月21日付け48構改C第583号構造改善局長通達）
- 5 「開拓パイロット事業ならびに埋立または干拓事業計画樹立の際の増加生産量測定方法の改定について」（昭和43年10月21日付け43農地C418号農地局長通達）
- 6 「昭和60年度における土地改良事業（農地開発・干拓を含む）計画の経済効果測定に必要な諸係数について」（昭和59年10月31日付け59構改C668号構造改善局長通達）